

9 その他

(1) 市税の税率及び納期一覧表(令和7年度)

税目		税率	納期	備考								
市 民 税 人 人 法 人 税 割		<p>○ 市民税 3,000円 ○ 県民税 1,000円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市民税</th> <th>県民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額</td> <td>6%</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	市民税	県民税	課税総所得金額	6%	4%	<p>(普通徴収) 第1期 6月1日から6月30日 第2期 8月1日から9月1日 第3期 10月1日から10月31日 第4期 翌年1月1日から2月2日 (特別徴収) 6月から翌年5月まで (公的年金からの特別徴収) 4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月</p>	<p>○ 所得割税率については、平成19年度から適用 ○ 公的年金からの特別徴収は、平成21年10月から開始 ○ 均等割税率は、令和6年度から適用 ○ 令和6年度から国税である森林環境税1,000円を均等割と併せて徴収</p>		
区分	市民税	県民税										
課税総所得金額	6%	4%										
民 法 人 均 等 割		<p>① 50,000円 (②~⑨以外の法人) ② 120,000円 (1,000万円以下・50人超) ③ 130,000円 (1,000万円超~1億円以下・50人以下) ④ 150,000円 (1,000万円超~1億円以下・50人超) ⑤ 160,000円 (1億円超~10億円以下・50人以下) ⑥ 400,000円 (1億円超~10億円以下・50人超) ⑦ 410,000円 (10億円超~50人以下) ⑧ 1,750,000円 (10億円超~50億円以下・50人超) ⑨ 3,000,000円 (50億円超・50人超) () 内金額は資本金等の金額、人數は戸田市内の従業者数</p>	原則として事業年度終了の日から2月以内	<p>○ 均等割の税率計算に当たっての「資本金等の金額」は、「資本金及び資本準備金の合算額」を下回った場合、当該合算額にて、均等割の税率計算を行う。 ○ 令和元年9月30日以前開始の事業年度については、「100分の8.4」とあるのは「100分の12.1」、「100分の6.0」とあるのは「100分の9.7」の税率が適用</p>								
固定資産税		<table border="1"> <tr> <td>土地</td> <td>100分の1.4</td> </tr> </table>	土地	100分の1.4	<p>第1期 5月1日から6月2日 第2期 7月1日から7月31日 第3期 12月1日から12月25日 第4期 翌年2月1日から3月2日</p>	<table border="1"> <tr> <td>免税点</td> <td>土地 300,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>家屋 200,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>償却資産 1,500,000円</td> </tr> </table>	免税点	土地 300,000円		家屋 200,000円		償却資産 1,500,000円
土地	100分の1.4											
免税点	土地 300,000円											
	家屋 200,000円											
	償却資産 1,500,000円											
都市計画税		<table border="1"> <tr> <td>土地</td> <td>100分の0.2</td> </tr> </table>	土地	100分の0.2	5月1日から6月2日							
土地	100分の0.2											
軽自動車税 (種別割)		<p>○ 原動機付自転車 第1種50cc以下(特定小型) 年額 2,000円 原動機付自転車を含む) 原付一種(総排気量0.125L以下 かつ最高出力4.0kW以下) " 2,000円 第2種50ccを超える90cc以下 " 2,000円 第2種90ccを超える125cc以下 " 2,400円 ミニカー " 3,700円 ○ 軽自動車 2輪のもの(側車付含む) " 3,600円 3輪のもの " 3,900円 4輪乗用(営業用) " 6,900円 " (自家用) " 10,800円 4輪貨物(営業用) " 3,800円 " (自家用) " 5,000円 ○ 小型特殊自動車 農耕作業用のもの " 2,400円 その他のもの " 5,900円 ○ 2輪の小型自動車 " 6,000円</p>	5月1日から6月2日	<p>平成27年4月1日から適用(税率) 平成27年3月31日以前に登録した車両は旧税率を適用 ○ 軽自動車(旧税率) 3輪のもの 年額 3,100円 4輪乗用(営業用) " 5,500円 " (自家用) " 7,200円 4輪貨物(営業用) " 3,000円 " (自家用) " 4,000円 3輪、4輪(乗用、貨物)は標準税率以外にグリーン化特例、重課税が適用</p>								
市たばこ税		1,000本につき 6,552円	当月分を翌月末までに申告納付	(手持品課税) 税率引上げ日に、店舗等において合計20,000本以上所持する場合、税率引上げ分に相当する税を課税								
入湯税		入湯客1人1日150円	前月分を毎月15日までに申告納付	次に掲げる者は課税を免除する ①年齢12歳未満の者 ②一般公衆浴場又は共同浴場に入湯する者 ③日帰り施設において入湯する者								
国民健康 保険税		<p>○ 医療分 所得割 8.00% 均等割 31,800円 賦課限度額 66万円 ○ 支援分 所得割 1.60% 均等割 9,500円 賦課限度額 26万円 ○ 介護分 所得割 1.42% 均等割 12,500円 賦課限度額 17万円</p>	<p>(普通徴収) 第1期 7月1日から7月31日 第2期 8月1日から9月1日 第3期 9月1日から9月30日 第4期 10月1日から10月31日 第5期 11月1日から12月1日 第6期 12月1日から12月25日 第7期 翌年1月1日から2月2日 第8期 翌年2月1日から3月2日 (公的年金からの特別徴収) 4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月</p>	<p>○ 平成23年度から医療分の資産割、平等割を廃止 ○ 平成30年度から医療分、支援分、介護分の所得割、均等割をそれぞれ改定 ○ 令和4年度から医療分の均等割を改定 ○ 令和5年度から医療分の均等割を改定 ○ 令和6年度から支援分の賦課限度額を22万円から24万円に改定 ○ 令和7年度から医療分の賦課限度額を65万円から66万円に、支援分の賦課限度額を24万円から26万円に改定</p>								